


どう変わる?

# 飲食料品の消費税率

## 引下げのポイント

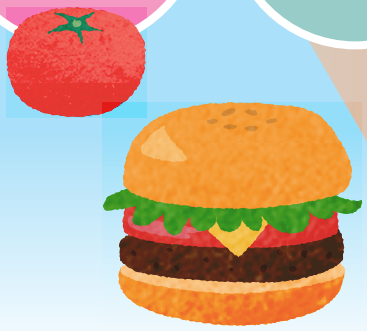
税率1%の対象は?

どんな影響がある?

帳簿やインボイスはどうなる?

税制の特例とは?







# はしがき

昨今の物価高などを背景に、令和８年９月15日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されました。これにより、令和９年４月１日から令和11年３月31日までの２年間、飲食料品にかかる消費税率が８％から１％へ引き下げられることになりました。

今回の税率引下げは、多くの事業者の実務に影響を及ぼしますが、準備期間が限られていますので、いまから検討を始める必要があります。また、さまざまな支援策や税制上の特例も設けられる予定ですので、本冊子ではそれらのポイントについて、わかりやすく解説しています。なお、引下げ期間が終了する令和11年に本格導入される「就業者負担軽減支援金」についても最後に触れています。

この冊子が消費税率引下げに向けた準備の一助になれば幸いです。

## CONTENTS


1 消費税率はどう変わる？ …… 2
2 あなたの事業への影響は？ …… 4
3 帳簿やインボイスはどうなる？ …… 6
4 負担軽減の税制特例を確認しよう …… 8
（１）総額表示の特例 …… 8
（２）一般課税への移行に関する特例 …… 9
（３）簡易課税の特例 …… 10
（４）中間申告の特例 …… 12
5 就業者負担軽減支援金って何？ …… 13
6 全体のスケジュールを見てみよう …… 14
▶ 税率引下げの対応状況チェックリスト …… 16

コラム ・レジ改修の支援制度 …… 4
・公金受取口座の登録 …… 15


（注） 本冊子の内容は、令和８年９月１日現在の法令等、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月15日閣議決定）、「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」（令和８年10月９日閣議決定）及び令和８年９月15日時点で国税庁及び中小企業庁から公表された情報によります。以後の法令改正等や公表情報にも十分ご注意ください。

また、特に断りがない限り、本冊子で使用する「消費税」という用語は、消費税及び地方消費税を含みます。

# 1 消費税率はどう変わる？

飲食料品の販売にかかる消費税率について、２年間に限り、８%から１%へ引き下げられることになりました。改正のあらましを確認しましょう。

## 対象になるのは？

飲食料品の販売と、飲食料品の輸入が対象です。飲食料品の範囲は、引下げ前に税率８%の対象となっている飲食料品の範囲と同じです。

## 消費税率はどうなる？

今回の引下げによって、消費税率は次の３つになります。

| | 合　計 | 内　訳 | |
|---|---|---|---|
| | | 消費税（国） | 地方消費税（都道府県） |
| 飲食料品の販売 | 8%➡1% | 0.78% | 0.22% |
| 標準税率適用分 | 10% | 7.8% | 2.2% |
| 定期購読の新聞 | 8% | 6.24% | 1.76% |

（※）　令和元年10月１日より前から契約しているリースなど、旧税率が引き続いて適用されているものを除きます。

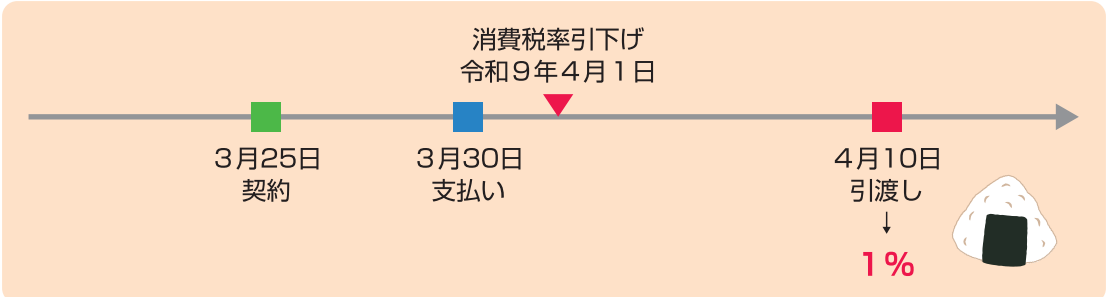
## 対象期間は？

令和９年４月１日から令和11年３月31日までの２年間が対象です。

## ８%か１%か、どちらを適用するかの判断

### （１）原則

飲食料品の販売に適用される消費税率は、原則として**引渡しの時**で判断します。



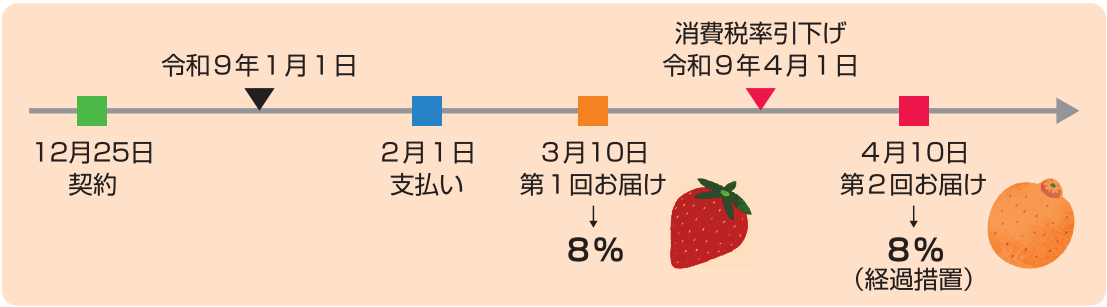
令和９年４月１日前後に飲食料品の引渡しの予定がある場合は、契約上の販売価格や消費税の取扱いを確認しておきましょう。なお、仕入れにかかる消費税率は、交付されたインボイスに基づいて判定します。

## （２）特例（経過措置）

税率変更に伴う経過的な取扱いとして、次の取引を行う場合には、税率８％が適用されます（選択適用ではありません）。

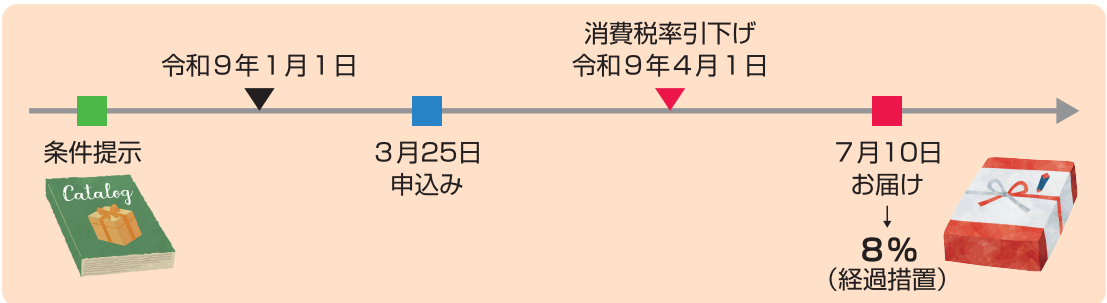
### ①　定期販売

「旬の食材を毎月お届け」などの定期販売で、**令和９年１月１日より前に契約**し、**４月１日より前に支払い**を受けたものについては、**令和９年４月１日以後のお届け**にも税率８％が適用されます。




### ②　通信販売

「お中元」「○○ギフト」などの通信販売で、**令和９年１月１日より前に販売条件を提示**し、**４月１日より前に申込み**を受けたものについては、**４月１日以後のお届け**にも税率８％が適用されます。

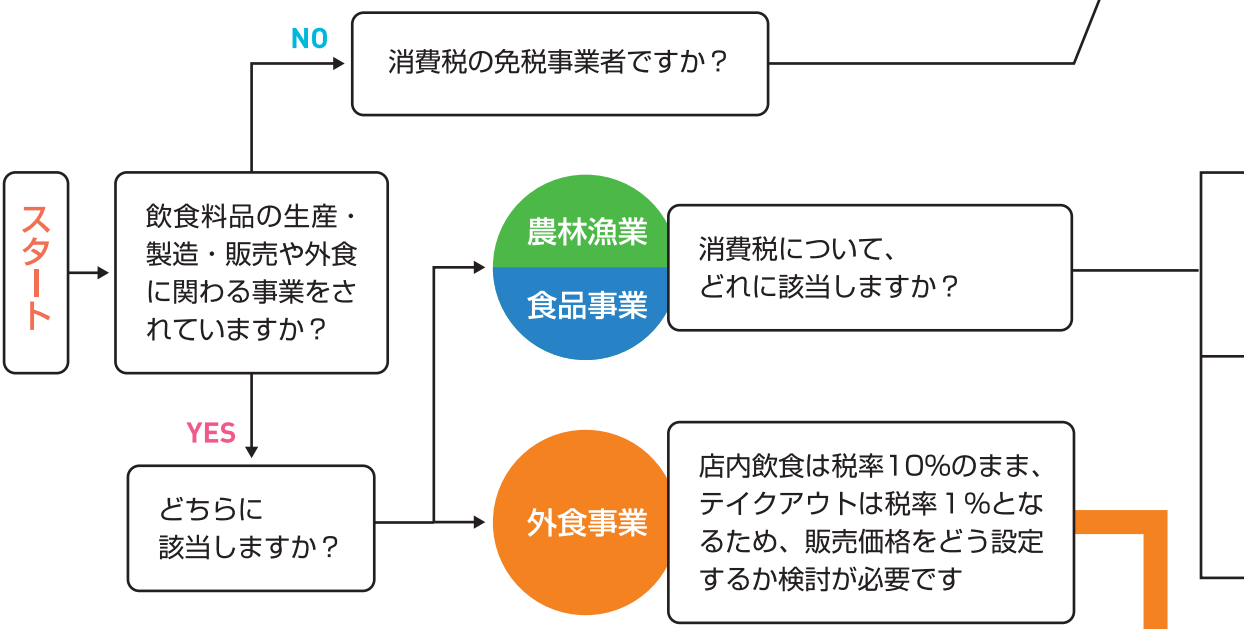



①②とも契約などにおいて、「令和９年４月１日以後に販売を行うものは消費税率１％による」などの定めがある場合は、消費税率１％が適用されます。

# 2 あなたの事業への影響は？

飲食料品の販売にかかる消費税率が１％に引き下げられることにより、会計システムや請求システムへの税率区分の追加、インボイスの記載方法の見直し、レジ・POSシステムなどの対応が必要となります。また、事業者によっては利益や資金繰りなどに影響が生じる場合があります。このため、さまざまな支援策が検討されています。

フローチャートで事業者ごとの影響と支援の内容を確認してみましょう。




**コラム　レジ改修の支援制度　デジタル化・ＡＩ導入補助金**

消費税率引下げへの対応として、①従来型のレジからスマートレジの導入や②POSレジなどの改修について、中小事業者に対する支援が行われます（デジタル化・ＡＩ導入補助金）。

「補助の上限額」および「補助率」は、対象となる経費の種類ごとに定められています（補助額は最大で350万円、補助率は１/２～４/５）。くわしくは中小企業庁のホームページをご確認ください。

なお、この支援策では、スマートレジの導入などが間に合うよう、令和８年９月15日以降、事前に補助対象となるスマートレジの導入やPOSレジの改修などを行い、事後に補助金を申請することができる「事前着手制度」となります（申請受付期間：令和９年１月～３月）。事後申請のため、仕様書、見積書、レシートなどの取引を証明できる書類をすべて保管する必要があります。